

令和8年度第5回和歌山県最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和8年8月6日（木） 和歌山労働総合庁舎 6階	18時00分から 21時50分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名	出席3名 出席3名 出席3名

事務局（玉置）

皆様、本日もよろしくお願いします。ただいまから、第5回和歌山県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、専門部会の全委員が出席されておりますので、本部会が成立していることを報告いたします。

次に、本会議は公開審議としており、8月5日付で傍聴公示を行いました。傍聴希望者はございませんでした。それでは、これ以降の議事進行を廣谷部会長にお願いしたいと思います。

廣谷部会長

よろしくお願いします。それでは議題1「金額審議」に入りたいと思いますが、事務局から他の府県の状況など参考になる情報がありましたらお願いします。

事務局（岡本）

はい、8月4日、5日、6日と結審している県がございます。まず8月4日結審ですが、Aランク神奈川が目安どおり、Bランクで北海道目安どおり、兵庫目安どおりで結審しております。なお、8月5日までに結審した所は10月1日発効になっております。

8月5日結審は、Aランクで東京、大阪が目安どおり、Aランクの埼玉、千葉、愛知が目安にプラス1円で結審し、Aランクの6県すべてが出揃ったこととなります。

続いてBランクですが、三重、岐阜、香川が目安どおり。

Bランクで、宮城目安プラス4円、新潟目安プラス2円、栃木目安プラス1円、富山目安プラス1円、そして8月6日は長野目安どおりで法定で10月2日発効になります。

奈良は相変わらず、8月10日に本審が予定されているという状況でございます。

廣谷部会長

はい。では、労働者側、使用者側、委員の皆様でそれぞれの所属する組織の中で参考になる情報などございましたら伺いたいと思います。まず労働者側、いかがでしょうか。

山本委員

はい。今、事務局の方からいただいた情報がすべてでございます。それ以外は審議中ということで、この後、岡山と石川、それから山梨、沖縄が、今日同じような時間帯でスタートして結審するのではと、資料の中に出ていたので御報告させていただきます。以上です。

廣谷部会長

はい、ありがとうございます。では使用者側いかがでしょうか。

児玉委員

それ以上の情報はないです。

廣谷部会長

はい、ありがとうございました。では金額審議に入りたいと思います。事務局から追加資料の配付がありますので、説明をお願いします。

事務局（岡本）

本日、委員の皆様、追加資料ということでお配りさせていただきます。

1 ページ目でございます。中小企業景況調査というもので、中小企業基盤整備機構というところが調査していますが、全国版というものがございまして、これはホームページに掲載しているのですが、厚生労働本省の方で確認しましたら都道府県版もオープンにはしていませんが、あるということで本省の方から提供がありましたので、今回お付けさせていただきました。

2 ページにどういった調査かということで、既に河野委員、児玉委員からもご紹介いただきました売上額とか輸出額とか経常利益とかがありますが、一応D I ということでの数値というのが、その後の各ページでいろいろ出ております。

こちらの調査ですが、3 ページを見ますと、全国の商工会さん、商工会議所さんの経営指導員の方、また中小企業中央会の情報連絡員の方が、直接訪問して聞き取りによって行われたということで、和歌山県の場合ですと、272 件の事業場に対して、270 件の事業場さんから回答を得た調査結果がまとめられた資料になっております。

資料提供が遅くなって申し訳ありませんが、今後の参考にしていただければと思います。事務局からは以上でございます。

廣谷部会長

では、これまで専門部会を4回開催し、審議を行ってきましたが労使双方からは前回の第4回専門部会におきまして、歩み寄りに向けた金額再提示をいただきました。

労働者側からは、日本成長戦略などの最賃引き上げスケジュールを踏まえ、2032年には和歌山県最賃の1,500円達成を目指したいとして、65円引き上げの時間額1,110円の金額再提示がありました。6年間、毎年約6.22%程度

引き上げるという計算であります。

使用者側からは、和歌山県の価格転嫁の状況について資料提供がなされ、県内の価格転嫁は全国平均を下回る状況であること、価格転嫁の状況は前年に比べて悪化していること、さらに価格転嫁できた場合でも価格転嫁率は多くが30%を下回る状況であるとの意見をいただきました。その上で再協議いただき、賃金改正改定状況調査の別表4①、②に基づき、Bランクの引き上げ率3.4%であることから、36円引き上げの時間額1,081円の再提示がありました。

その後、公労、公使の二者協議に入りましたが意見の一致には至らず、その協議の中で審議日程の再調整を行い、5回目の専門部会を本日、そして6回目の専門部会を明日8月7日に開催することとなったところでございます。

本日は5回目の専門部会ではありますが、まだ労使の意見には乖離がございますので、労使の皆様には労使合意に向けた審議をよろしく願います。

それでは労働者側から御意見、金額再提示があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

山本委員

はい。前回の会議で、支払い能力について詳しく説明いただきました。労側からはまず、同じ三要素の中の労働者の生計費について、それから賃金について、この点を少しお話させていただけたらと思います。

まず、生計費の件ですが、会計のルールとして、3等分ルールというのを皆さん御存知でしょうか。これは生活費、貯蓄、そしてその他の支出というふうに可処分所得を3等分にした金額のことを言います。

ちなみに、和歌山県の最低賃金1,045円に当てはめてみますと、法定フルタイム7.75時間、1ヶ月21日働いたとします。これの合計金額が17万飛んで73円となります。これに可処分所得としまして、社会保険料、税金などの係数として労働局が使っている0.824を掛け合わせますと、140,140円という数字が1ヶ月、1,045円で働いた時の賃金となります。

この140,140円を3等分すると、それぞれ46,713円となります。いくら和歌山県の賃貸物件が安いといっても、4万6千円の家賃ではワンルームの古い物件を探すのがやっとです。また、和歌山県の住宅ローンの平均金額は7万円から11万だそうです。この3等分ルールというのは、私が単組の組合長をしている時に、組合員さんの家計相談等々の時によく用いて使ったルールですが、私自身もこの三等分ルールを基本に生活しています。

その観点で出した4万6千円という金額を家計の中で見たとき、住宅ローンにしても、家賃にしても足が出ます。食費、光熱費、携帯代、ガソリン代、これ4万6千円では収まりません。法定三要素の一つ、その生計費は、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むための金額である、費用であるというのであれば、そもそもこの14万円の時点で成り立ちません。じゃあ14万少しでどうやって成り立てるんだと言ったら、例えば奥さんのいる人だと、奥さんがパートに出るとか、そういう方法もあるかもしれません。

例えば、独身の方だったとしても足りません。私が単組にいた頃、組合員さんに

よくあったのは、じゃあどうするかっていうと、もう消費者ローンに駆け込むとか、親に泣きつくとか、そういうことをしながら生活しているというような実態があるっていうのを少し知っていただきたい。本当にこの14万円の生活というのがどういふものかというのをちょっと想像してもらいたいなと思います。

それから2点目は、今日資料を御用意させていただいた委員限りの資料になりますが、これは連合和歌山が毎年行っています地域ミニマム運動と言いまして、毎年、賃上げ春闘の後、賃上げ改定後の金額、月例賃金などの調査を各単組の組合員さんが行います。

今後どうしていくか、賃金が上がったなら皆さんの賃金体系がどうなったかという賃金調査になります。

これを見てもらうと、年齢ポイント別中位数第1十分位という表の中で年齢別に平均数が出ていますが、中位数というのが全体のちょうど50%に当たるところの賃金額です。第1十分位というのは、下から10%の人の平均賃金です。これを時給換算で考えますと、その真ん中に載せています、例えば全年齢の第1十分位、20万5千円。これを時給換算しますと1,300円です。実はこの20万5千円は基準内賃金でして、住宅手当、家族手当を含んでいます。

調べてみたところ、家族手当、住宅手当がだいたい4万5千円ぐらいで、住宅手当で2万5千円ぐらい、家族手当で1万7千円ぐらいが平均だとすると、時給換算で258円です。258円引きますと、なんと最賃ギリギリです。

下からの平均なので、こういう計算になってしまうのですが、労働組合があって毎年賃上げ交渉をしていますが、実は水準がここまで低いという和歌山県の賃金水準として、労働者の賃金はやっぱり低いんだなという点からも、法的効力を持った賃金水準の引き上げを毎年していけないといけないなというのは、ここの中でも読み取れると思います。

そしてもう一つ、2枚目につけています消費者物価指数の上昇率の推移ですが、都道府県別に出ておりまして、注目していただきたいのは和歌山県の昨年10月から今年6月までの平均が4.7%ということで、中央の数値である4.3%を上回っているんですね。そういう意味でも、食料の部分だけですが、和歌山県は食料の物価指数が上がるっていうのは、もうどの人でも影響することなので、その数字も少し注視していただきたいなと思います。以上です。

廣谷部会長

御意見ということですね。

山本委員

はい。

廣谷部会長

では、続いて使用者側はいかがでしょうか。

児玉委員

資料の説明させていただいていいですか。

廣谷部会長

はい。

児玉委員

御手元に2枚を用意させていただきました。昨日の日経夕刊の一面に出ていたものです。もう一つはその根拠となった8月5日に厚生労働省が発表した毎月勤労統計調査6月分ということで、両方をコピーさせていただきました。

ポイントは実質賃金が6ヶ月連続プラスになっており、先だって実質賃金が昨年はずっとマイナスだったのが、今年に入ってプラスになっていますという御説明をさせていただいたところの最新情報ということで、6月の場合は実質賃金が1.6%増となっています。

3段落目の後半には、2026年の春季労使交渉による賃上げが、25年の最低賃金の引き上げを映すということで、これは何かというと、最低賃金が上がったことにつられて賃金全体が増えて、それが結局、消費者物価よりも高くなっている一方で、今も消費者物価の食料の御説明がありましたけれど、国全体の話ではあります。物価指数が2%弱ぐらいになってきていて、その一方で賃金が上がって実質賃金がプラスになっているということでございます。

それをどう解釈するかですが、実質賃金1%を一つの目標とするのであれば、今の物価状況、賃金状況を鑑みても、既にそれを達成して上回っているという状況でありますので、無理をして賃金を上げる必要がないのではないかというふうに、受け取ったところでございます。以上です。

廣谷部会長

はい。では、個別的な審議に入りたいと思いますので、まず公労でお願いしたいと思います。使用者側は少しお待ちいただけますか。

(公労個別協議)

廣谷部会長

はい、では再開します。まず個別に意見をお聞きましたけれども、それを踏まえて、労働者側からこれまでの意見、それから、もし再提示があればと思いますが。

山本委員

はい。それでは労側からは金額の再提示をさせていただきたいと思います。再提示の金額としまして、目安56円にプラス3円として59円を提示させてください。

根拠としては、先ほどの意見で述べました生計費の関係で、とても1,045円では生活できない点が一つ。それから、地域ミニマムで労働組合のある組合員さんの水準を見ていただきましたので、それとの格差は困るという点。そして、食料に

係る消費者物価指数が全国の4.3%に対し和歌山が4.7%である点。それから4点目としまして地域間格差ですね。奈良との差が現状6円。今年も奈良が2円積んでくると考えて、同じ2円では開いたままであり、1円でも詰めたいという意味で、プラス3円とさせていただきました。以上です。

廣谷部会長

はい、ありがとうございました。では使用者側からどうでしょうか。

児玉委員

使用者側の方、提示させていただきます。37円のプラスということで、3.7%。その理由は、前回、賃金改定表第4表の②ということだったのですが、③が3.7という数字でございます。③というのは、昨年働いていた方が今年もいらっしゃるという方のアップ率でございますので、経験のある方のアップ率というのが、②の3.4よりも高いところにあります。その3.7%では39円ということになりまして、1,084円と言うことで、第3回目ですが提示させていただきます。

廣谷部会長

はい。それぞれから再提示いただきましたが、御意見等ございますか。

山本委員

目安に対してプラス39円なのでしょうか。

児玉委員

1,045円にプラス39円の1,084円を提示させていただきました。

山本委員

はい、御説明ありがとうございます。間違いであったら嬉しいなと。プラス39円だったら嬉しいなと思ったのですが、先ほど私が訴えさせていただきました1,045円の生活がどんなものかという点。それから、仮にそれに39円プラスしたとして生活できるのでしょうかという点について、最低賃金審議の委員さんとしてどう思われますか。

児玉委員

その金額だと生活は苦しいということの説明については、理解をいたします。

問題は最低賃金がすべての方々の生活を守るということで設定されているわけではないということだと思います。前にも言いましたけれども、高校生のアルバイトの方も最低賃金が適用され、日本語のできない外国人の方にも最低賃金が適用されると。

ごく一部の障害をお持ちの方とかを除いてすべての労働者に適用され、中小零細の雇用者にも適用されるというのが最低賃金になりますので、最低賃金の近傍の方々が、その金額で生活が満足できるかどうかについては、冒頭に生活保護との比

較の中で、生活保護の金額よりも、今現在、最低賃金額が上回っています、と事務局から説明があったと思います。

生活保護の数字自体がそもそもおかしいじゃないかという議論にもなりかねないと思うので、生活が成り立たない方もいらっしゃるということについては理解をしますが、最低賃金の法律が求めるところは、そこを目指しているわけではないというふうに思っています。

北道委員

今、生活保護のお話がありましたが、生活保護と最低賃金との比較はしていますが、我々は労働の対価として得られる賃金と生活保護とを一律に比較するというのは、少しどうなのかなと思うところもありますし、今仰られたように、すべての労働者に当たるということもあるのですが、この法の目的と言いますか、やはり低廉な賃金で雇用される方のところの賃金を上げていくというのが、最低賃金の目的かなというところもありますので、やはり山本委員が言ったように本当に生活が困窮しているところを我々が上げていかないと、生活の改善というのには結びつかないところもあります。

先ほど示された39円ですが、今日データでいただいたように、すでに結審しているところの金額もある中で、あまりにちょっとひどいといえますか、低すぎるんじゃないかなと、この場でこの期に及んでと言いますか、もう本来なら5日に結審して1日発効を目指したいところです。

これは労側だけの話ではなくて最賃の目的としても、やはり早期に決めていきたいというところもありますから、本来、終わりに向けて議論をしようかという時に、目安額を下回っての提示というのは、なんと言いますか、この議論の中でちょっと紳士的ではないのではないのかなという受け止めは正直ありました。

芝池委員

今日5回目の専門部会でございますし、我々労側としましても、3円というのは現実的な路線で提示をさせていただきました。使用者側が言うように数値の根拠というのは、まあまあ分からないわけではないですが、もともと中賃の方からも三要素ということが謳われていますし、地域間格差ということも冒頭に方針として出ています。

大阪は確かに高すぎて難しいのはありますが、もう少し身近なところで奈良に関して、和歌山がこのままずっと近畿の中で6円も格差を持ったままでいいのかということがあると思うのです。

今、各企業が一番困っているのは人の採用なんです。もう最低賃金で募集しても人が来ないという状況なのですね。これが多分、経営者からすると一番困っているというのは、日頃からよく言われています。ですので、和歌山が本当に奈良と6円の差を持ったままでいいのかというのは、労働者側の話だけではなくて経営者側から見ても、その部分に対するリスクということも非常に大きいのではないかと思います。

ですから経営者側からも、和歌山にとって最低賃金のどの額が適正なのかという

ところで、目安より下回ればいいというだけではなく、違う視点でも考えていただきたいなと思うのです。本当に今、人の採用というのは、和歌山だけじゃなくて、大阪、奈良も、要するにどこの県も同じだと思うのです。

だから、そういうことも含めて最賃について、実際、募集賃金は最賃のもっと高い金額でされていることも踏まえて考えていただきたいなと思います。先ほども申し上げましたとおり5回目ですし、もう少し現実的な路線で双方歩み寄っていただきたいなという思いでございます。

廣谷部会長

はい。労側からいろいろ意見もありましたけれども、使用者側から何かございますか。

河野委員

先ほど話ありましたが、いろんな意味で早く決めたいというのももちろんあるんですけども、使用者側としては、こういう数字、もちろん支払い能力、それから制限ももちろん考えてという話ではあるんですが、例えば、先ほどお示しいただいた消費者物価指数の食料品の数字などを見ると、Bランクの黄色の部分と和歌山を見た時、仰るように一番右から2番目の列の方はもちろん高くなっているのですが、だいたいの傾向としてBランクの数字から和歌山はちょっと遅れて上がってきたような状況になっているかなというふうに思います。

何を言いたいかというと、例えば、26年1月以降はだいたい3%って言っているのですが、和歌山は5.5。そこからずっと下がっているんですね。結局、落ち着いてくるのは遅れているというふうにも見えるかなというのがありまして、この期間だけ捉えれば、確かに今上がっているのですが、そういうところから行くと例えば25年の方を見ても、やはり若干、Bランクで高いところからだんだん和歌山の方は、それに遅れて追隨しているような感じになっているので、こういう傾向も見えていく中で落ち着いてくる部分も含めて考えられるのではないかなということでお示しさせていただいている状況です。

廣谷部会長

ほかにありませんか。では公益のほうからは。

岡田委員

それぞれ金額提示いただいてありがとうございます。ちょっと使側が目安と開きがあるというところで、公益としてお伺いしたいのは、目安の尊重というところはどうにお考えですかということですね。

児玉委員

尊重というとなかなか言いにくいわけですが、過去の例、あるいは全国の状況を見ると目安をマイナスするというのが相当難しいということで、先だって、ちょっと口走りましたが、目安マイナス1円だったというのが個人的な見解で、それだ

ったらというのがあるのは、それをひっくり返して言うと、目安近傍、近傍というのは、目安もしくは目安1円、昨年だったらプラス2円でしたが、決着の仕方ということではそういうことなんでしょうという認識はありますので、そういう意味では尊重と言えるかもしれないです。

それにしても、我々が持ち合わせている数字というのは、なかなか申し訳ないですが、中央で4.9%という数字であるところ、目安の数字になりますと5%超えてしまうわけです。

そんな数字は、例えば連合さんの方でも大手さんの数字には載っているかもしれませんが、中小は載ってないというところ、我々の経団連のところの数字も同様ですが、相当理屈のある数字かどうかということになるとBランクの56円の幅というのは、やはり無理をしている数字なのではないかと。

目安自体の尊重というか妥当性という意味では、冒頭にも言いました賃金改定表のABCが詰まってきています、B、Cランクが上がっていますと言われますが、それは最低賃金を去年上げたから、それが変わってきているのであって、目安というものに寄り添っていくという認識はありますが、そういうのを根拠の一つに持ってくるというような目安の考え方については、果たしてそれを尊重するかどうかと言われると、ちょっとその表現が難しいですね。多分、目安はちょっと高いよねっていうのが、全国の使用者の多くの認識なのだろうというふうには思います。

岡田委員

はい、ありがとうございます。尊重というのは難しいと思うけれども、一応、目安ということは、認識をしながら議論していかれるというふうに公益としては理解をしたいと考えております。その上で、まだ目安までに相当な開きがありますが、どれだけ寄り添っていただけるかという時に、もちろん数字に基づく丁寧な議論をしていくのは重要かと思いますが、本日5回目、そして明日やるのであれば6回目というところで考えますと、相当な議論の時間をかけてきたというふうに思います。

その中で使側としても歩み寄りはもちろん見せてくださっており、動かないみたいなことではないというのは、公益としては本当にありがたいというふうに思っているところですが、この後、その目安に向けてどれぐらい寄り添えるかというところで、ものすごい日数をかけられるという段階では、公益としてはもうないというふうに思っています。

そこはやはり最低賃金審議会として、その地域の労働者の生活の下支えをするという、これは、労使間で決める数字ではなく、公労使で決める政策的な数字であるというところで考えると、やはり一定程度の期間で決めるということも、また、その政策的な数字の重要な役割かというふうに思います。

だからといって1日で決めるというのは良くないとは思いますが、今日は5回目で、明日やるなら6回目ということであれば、この辺りで一定程度の決着というか、結論を出すというのは、公益としてはそんなに違和感がないというふうに考えておりますので、そのあたりも念頭に置いて使側で話し合いをしていただきたいというのが公益としての意見です。

児玉委員

使側の3人で協議しますので、もう1回、時間頂戴できますでしょうか。

岡田委員

ありがとうございます。

廣谷部会長

はい。

岡田委員

はい、ではちょっとその間に労側とお話を。

(使側個別協議)

(公労個別協議)

廣谷部会長

では、再開します。個別の意見をお聞きしました。労働者側から何かございますか。

山本委員

いえ、特段ありません。

廣谷部会長

では、使用者側から御意見、また再提案があれば再提案をお願いします。

児玉委員

はい。その前にちょっと確認をさせていただきたいのが、連合和歌山さんが300人未満で、調査されたという数字があったかと思いますが、4.23%でよろしかったですか。いわゆる春闘の和歌山の数字です。

山本委員

はい、300人未満は4.23%です。

児玉委員

はい、ありがとうございます。4.23%ですと、プラス45円ということになるかと思います。私ども経営者協会と同じように、この春の賃上げについて調べたところは4.06%ということになってございます。和歌山の中小企業においては、やはり4%の前半の数字というのが、支払い能力というところで経営者の皆さんから理解を得られる数字ではないかというところです。

この経営者協会調べで4.0ですとプラス43円で、1,088円。連合さんの4.23%であると、プラス45円の1,090円と。1,088円か1,090

かという、このあたりが、企業側、使用者側の理解を得やすい数字ではないかというところですが、それでは歩み寄りがまだまだ足りないということを覚悟して、全国目安平均が4.9%ということでありましたので、4.9%のアップになりますと、52円で1,097円ということを提案させていただけたらというふうには思うところです。

4.9というのは大変意味がある数字だと思っておりまして、中央の方で5%をめぐる攻防があった中で、やはり5%を下回る全国平均4.9%で決着された、その4.9という数字、先ほど仰いました、和歌山においても4%台というのが許せる範囲とすれば、この全国目安の4.9%、52円というのが妥当ではないかというふうに提案するところであります。以上です。

廣谷部会長

はい、ありがとうございます。では、以上のそれぞれの意見について、何か御意見ございますか。よろしいですか。

岡田委員

はい、公益です。だいぶ近寄っていただき使用者としては大変苦渋の決断であるということで、この歩み寄りについては、先ほど私から発言しました最低賃金審議会という場についての意味を考えていただいたということは、大変ありがたいと思っております。

一方で、まだちょっと使用者側と労働者側で開きがあり、その開きの間に目安がありますので、最後、労使で一致しないという場合には、公益で見解を出さざるを得ないということになります。

公益見解ということになれば、目安というのが一つの基準になるということは、使側だけでなく、労側にもお伝えをしたいというところです。その上で、今、労側も目安から3円離れており、使側も4円離れているというところを今一度お考えいただけるとありがたいと思っております。私としては先ほども申しましたように今日5回目なので、できれば今日のうちにもう一歩ずつ歩み寄っていただけると大変ありがたいと思っておりますが、部会長、それでよろしいでしょうか。

廣谷部会長

はい。可能であれば、そういうふうをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。まず労側の方から。

岡田委員

この場で開かなくても、もう一度、個別というか、別途、個別検討するというところで。

山本委員

今のお話を聞かせていただいたので、ちょっと考えさせてください。少しお時間ください。

児玉委員

同意見です。

岡田委員

はい。ありがとうございます。別々の部屋はありますか。

事務局（玉置）

はい。あります。

廣谷部会長

使側もそれでよろしいでしょうか。では、労使それぞれ別のところで検討ください。

（使用者側個別協議）

（労働者側個別協議）

（その後、公労協議、公使協議）

廣谷部会長

はい、では再開します。個別に先ほど御意見をお聞きしましたけれども、この点での労側から何か御意見等ございますか

山本委員

いえ、特には。持ち帰らせてください。

廣谷部会長

はい。では、使用者側の方はいかがでしょうか。

児玉委員

はい。公益見解を御提示いただいたら検討が進むと思います。

廣谷部会長

はい。では本日は労使からさらに歩み寄りをいただきましたけれども、金額にまだ乖離がございますので、本日の審議はここまでということにさせていただいて、次回に持ち越しての審議を進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（意見なし）

廣谷部会長

はい、では議題2「その他」について、委員の皆様から特にございませんか。

(意見なし)

廣谷部会長

では、事務局はどうでしょうか。

事務局（玉置）

次回の専門部会ですが、事前に調整させていただきましたとおり、明日8月7日金曜日13時から、場所はこちらの会議室となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、専門部会終了後、第3回の本審を開催したいと思います。17時からの予定とさせていただきますので併せてよろしくお願いいたします。

廣谷部会長

はい。では次回は明日8月7日金曜日13時からこの会議室での開催となりますので、よろしくお願いいたします。

明日の専門部会で結論を取りまとめたいと思いますので、重ねてですが労使ともお歩み寄りに向けましてさらに検討いただき、審議に臨んでいただきますようお願い申し上げます。

以上で本日の専門部会を終了します。遅くまで皆様、本当にありがとうございました。